

二千平方米を超える工場又は常時使用の原動機馬力數の合計二百を超える工場の新築又は増築（工事中を含む）は地方長官の許可を要することとなつた、なほ増築の結果右の面積又は馬力數を超えるに至る場合も同様である、この工場規制区域内の工場の新築又は増築の許否は右閲議決定の趣旨にも明かなる如く防空上の見地より決するのであるが臨時資金調整法等關係法令の運用との連絡は十分考慮することになつてゐる。許可申請の手續等は既に關係地方廳において準備してゐるから關係ある向は地方廳鑑防課に連絡とつて手落なく手續されたい。

（備考）防空法第五條ノ五ノ第一項 主務大臣ハ防

空上工場ソノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ルタメ必
要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ一定ノ區域ヲ
指定シソノ區域内ニオケル特殊建築物ノ建築ヲ禁
止マタハ制限スルコトヲ得

労働者年金保険法一部施行期日の件 公布

労働者年金保険法ノ一部施行期日ノ件

（昭和十七年五月二十六日
勅令第五百四十六號）

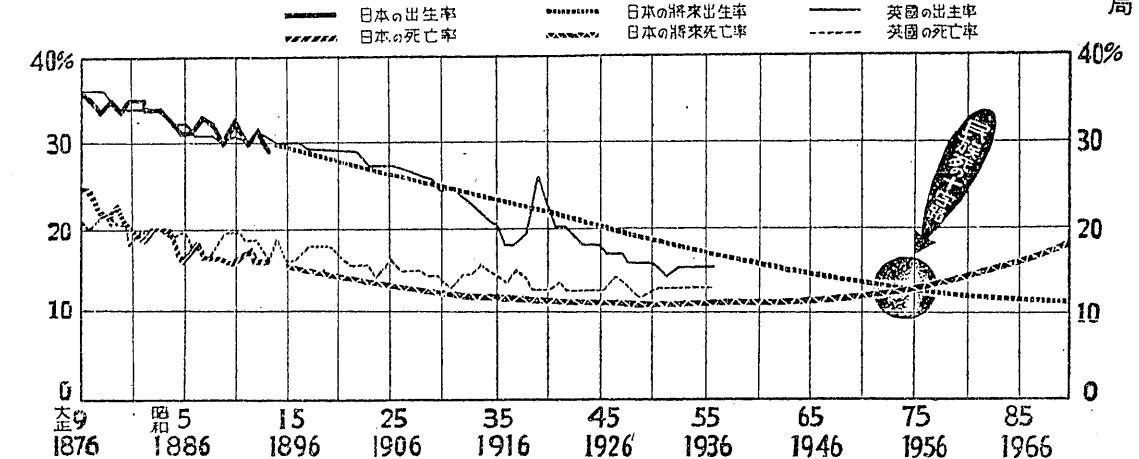
労働者年金保険法中保険給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ第七十六條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省人口局に於ける人口問題啓蒙 ポスターの製作

厚生省人口局に於いては嘗て本人口問題研究所に於いて調査せる出産力調査その他の調査結果に基き人口問題に關する國民的啓蒙を目的として色刷ポスターを製作したが、その寫眞版を掲ぐれば別掲の如くである。

厚生省人口局

我が國出生死亡率の動向



我が國大正九年より昭和十五年迄の過去廿年間の出生及死亡率を見るに英國の1876年より1896年迄の出生及死亡率とは、同じ動向を示すこのまゝ、我が國が英國と同じ動向で進めば出生率は減退し死亡率は一度は減退するがやがて増加することとなり日本の人

口は昭和75年以後は減少することとなる永遠に發展すべき皇國民族としては到底この状態を放置することは出来ないのみならず更に量的質的の飛躍的増強が必要である

人口問題研究所調

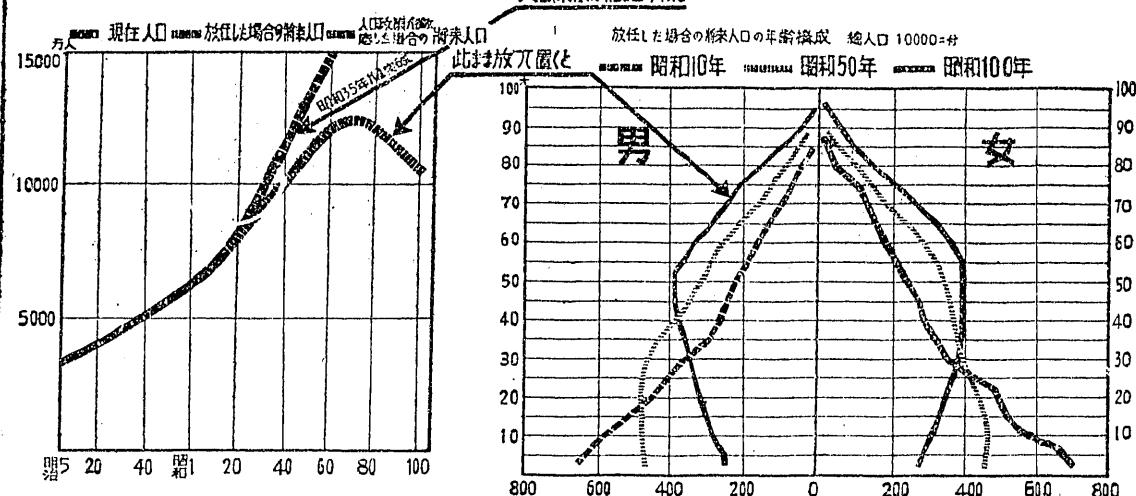
厚生省人口局

(二)

我が國内地人の将来人口

昭和15年現在我が内地人口は7200萬餘あるが此ま、放つて置くと昭和75年に1億2千萬餘には達するがそれから先は年々減ると云ふ計算になる、こんなになると老人が多くなつて今日のフランスの様な老衰人口になる。此の際人口政策を徹底して皇國民族の悠久の強さを期さなければならない。これのためには少くとも昭和35年1億を確保しなければならない。

人口政策が徹底すれば



人口問題研究所調

(三)

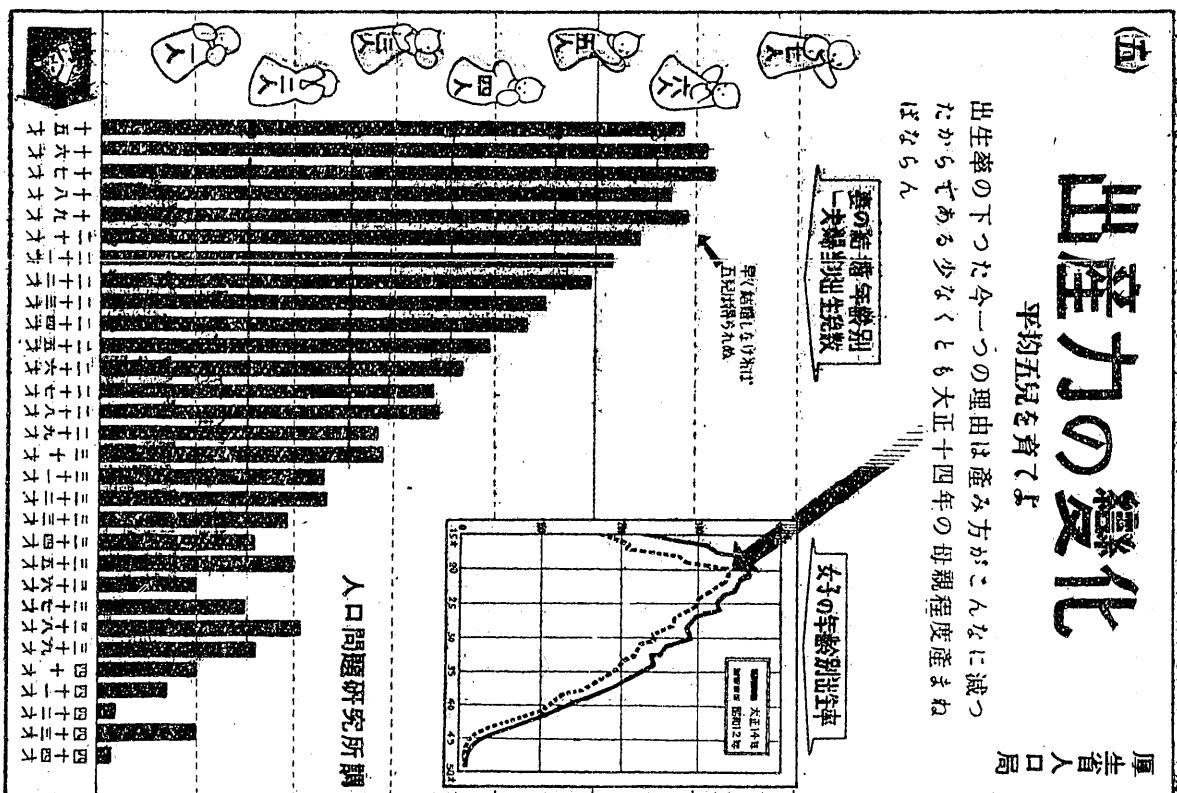
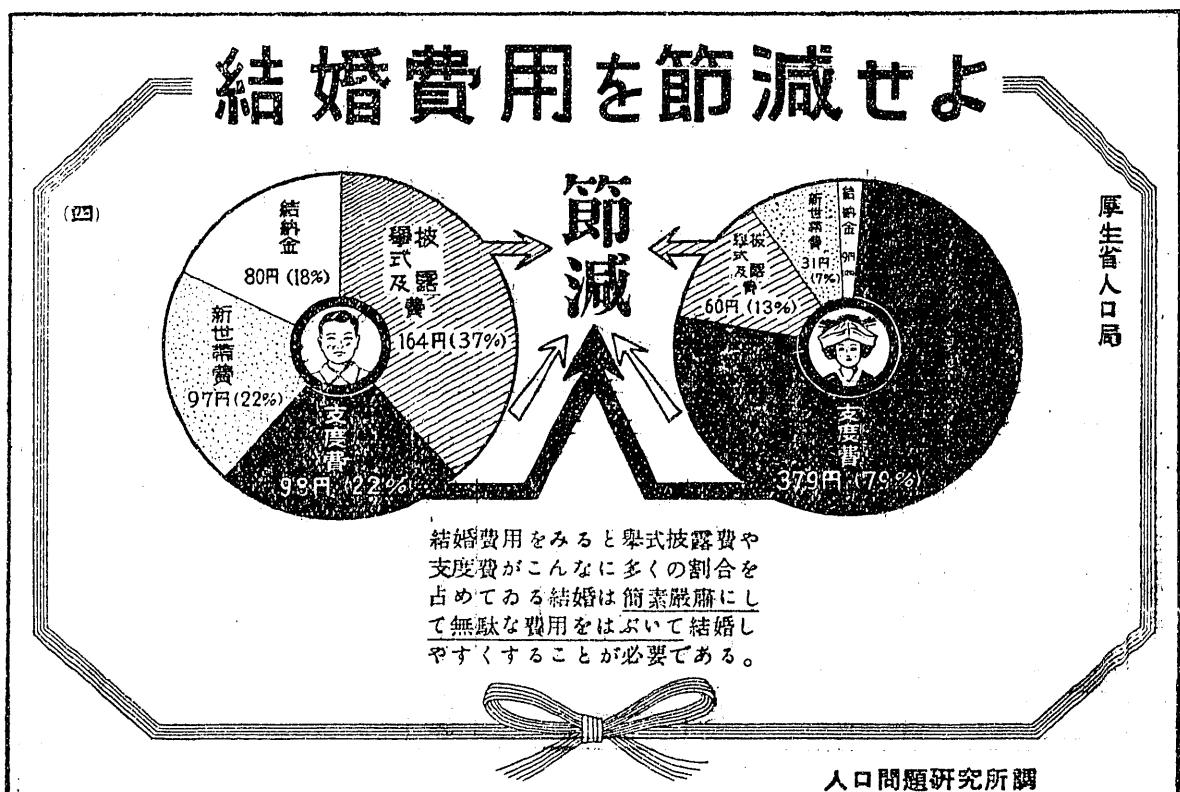
婚姻年齢の變化

厚生省人口局

三結婚男25才
女21才

出生率の下った一つの理由は……
こんなに結婚年齢が遅れたからである。
此の際男女共現在に比して一印の様に早めねばならん。

人口問題研究所調



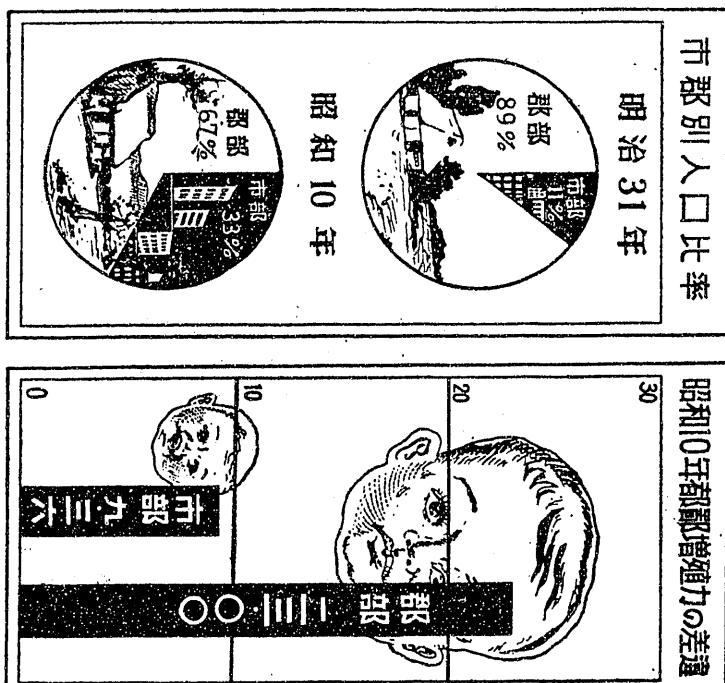
(六)

都市の増殖力を高めよ

都會の人口増殖力は農村の五分の一である。

ところが奔流のやうに入口は都市へ集中して来る。このまま放つて置くと我が國の人口増加力が減退する。

厚生省人口局



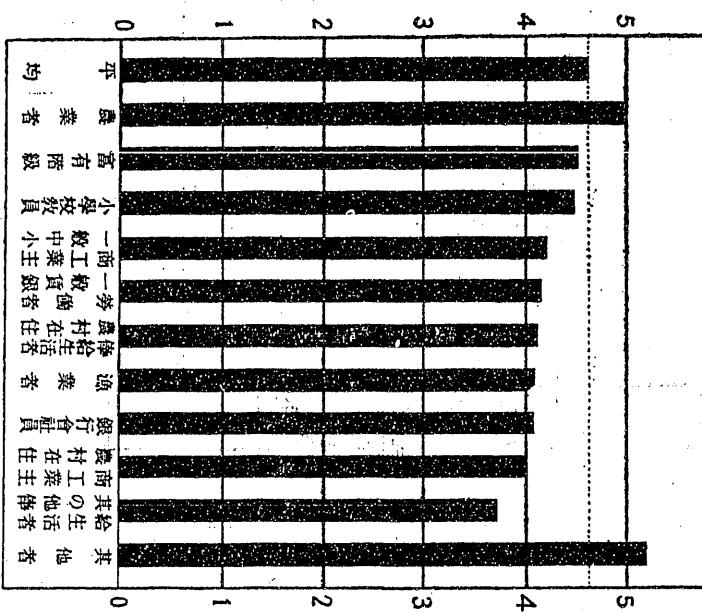
人口問題研究所

(七)

職業別出産力

平均五児を得よ

厚生省人口局



職業の上から見ても農村の人口増殖力は優れてゐるし都會の知能的職業從事者の増殖力は劣つてゐる。

人口問題研究所

(八) 東亞共榮圏の出生率

人口 1000 付

厚生省人口局



内地の出生率は東亞共榮圏の同胞の出生率中
一番低い。
増殖力及資質に於て他國を凌駕しなければなら
ない。

人口問題研究所調

(九)

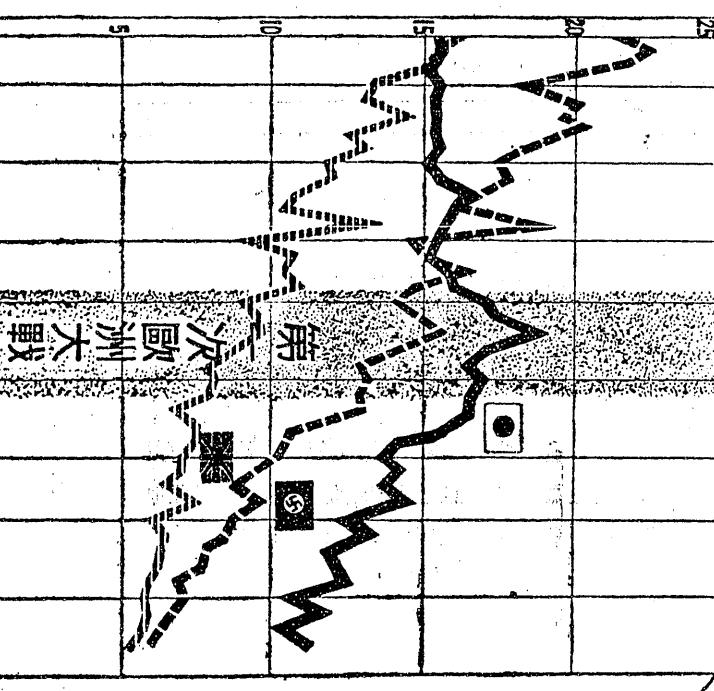
乳児死亡率

出生 100 付

厚生省人口局

第 次

歐洲大戦

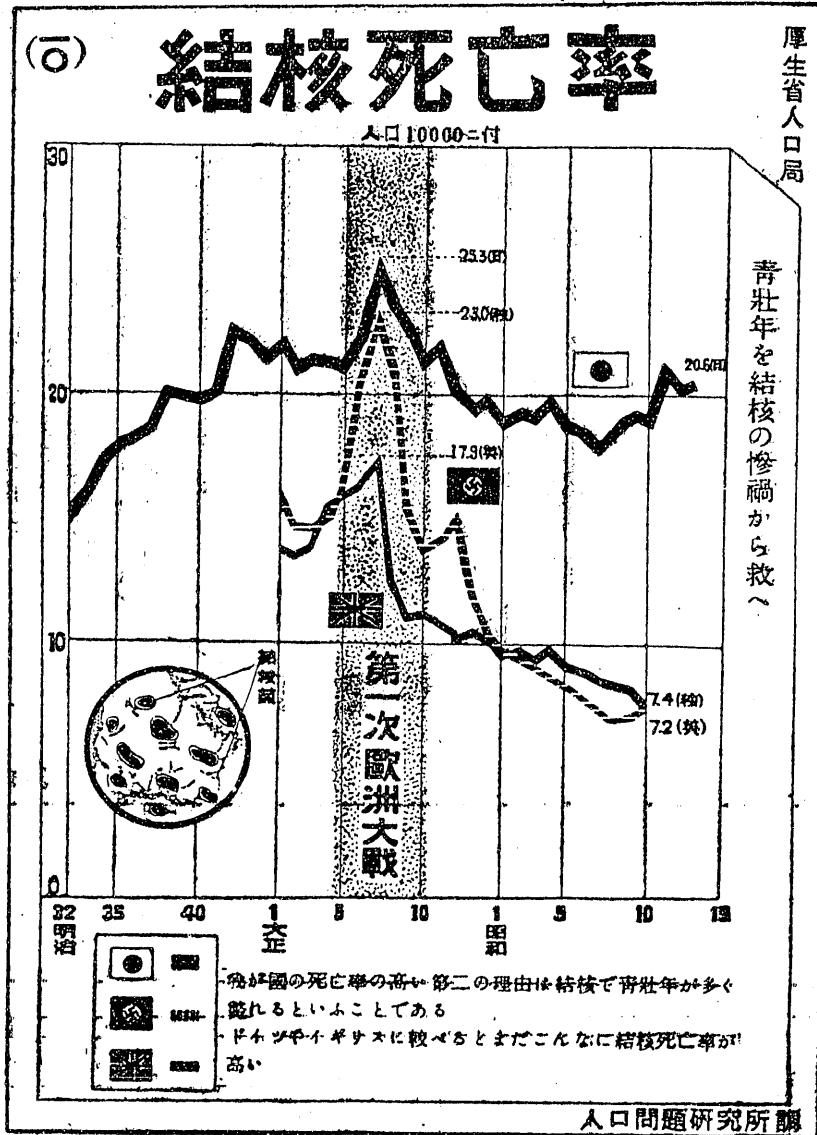


我が國の死因率が高い一つの理由は乳児の死亡率が
高いためである。近來段々下つては来たものの未だ
年々生れる赤坊の一割一分位がお誕生も迎へないで死
ぬといふ割になつてゐる。ドイツやイギリスと較べるとまだこんなに高い。

人口問題研究所調

厚生省人口局の昭和十七年度妊産婦保健指導及保護実施要綱の決定

厚生省人口局
青壯年を結核の慘禍から救へ



人口問題研究所講

人口増強方策體系中の極て重要な一環を爲す妊産婦保護については厚生省人口局に於いて早くより審議研究を重ねてゐたが、或は妊産婦登録制度、或は妊産婦手帳制等の名を以て豫告せられてゐた妊産婦保健指導及保護の昭和十七年度實施要綱は昭和十七年六月左の如く正式決定を見るに到つた。その今後に於ける效果如何は注目せらるゝ所極めて多い。

昭和十七年度妊産婦保健指導及保護

實施要綱

第一 方 鈴

妊産婦の保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與する爲妊産婦手帳制を實施し母子保健の向上、流早死産、母體死亡の防止、健康新生の出生増加を圖り國力の根基を培養せんとす

第一 妊産婦手帳制

一、妊産婦手帳制は妊産婦手帳規定に依り省令公布の日より之を實施すること

二、妊娠の徵候ある者は速かに(成るべく妊娠第三、四ヶ月頃迄に)醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者は遲滞なく別記様式に依り妊娠届出を爲すこと

妊娠手帳規程公布の際妊娠中の者は七月中に届出を爲すこと

三、前號の妊娠届出書中診察時妊娠月數及出產豫定